

議案第 4 号

字の名称を廃止することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙変更調書のとおり字の名称を廃止し、同条第 2 項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

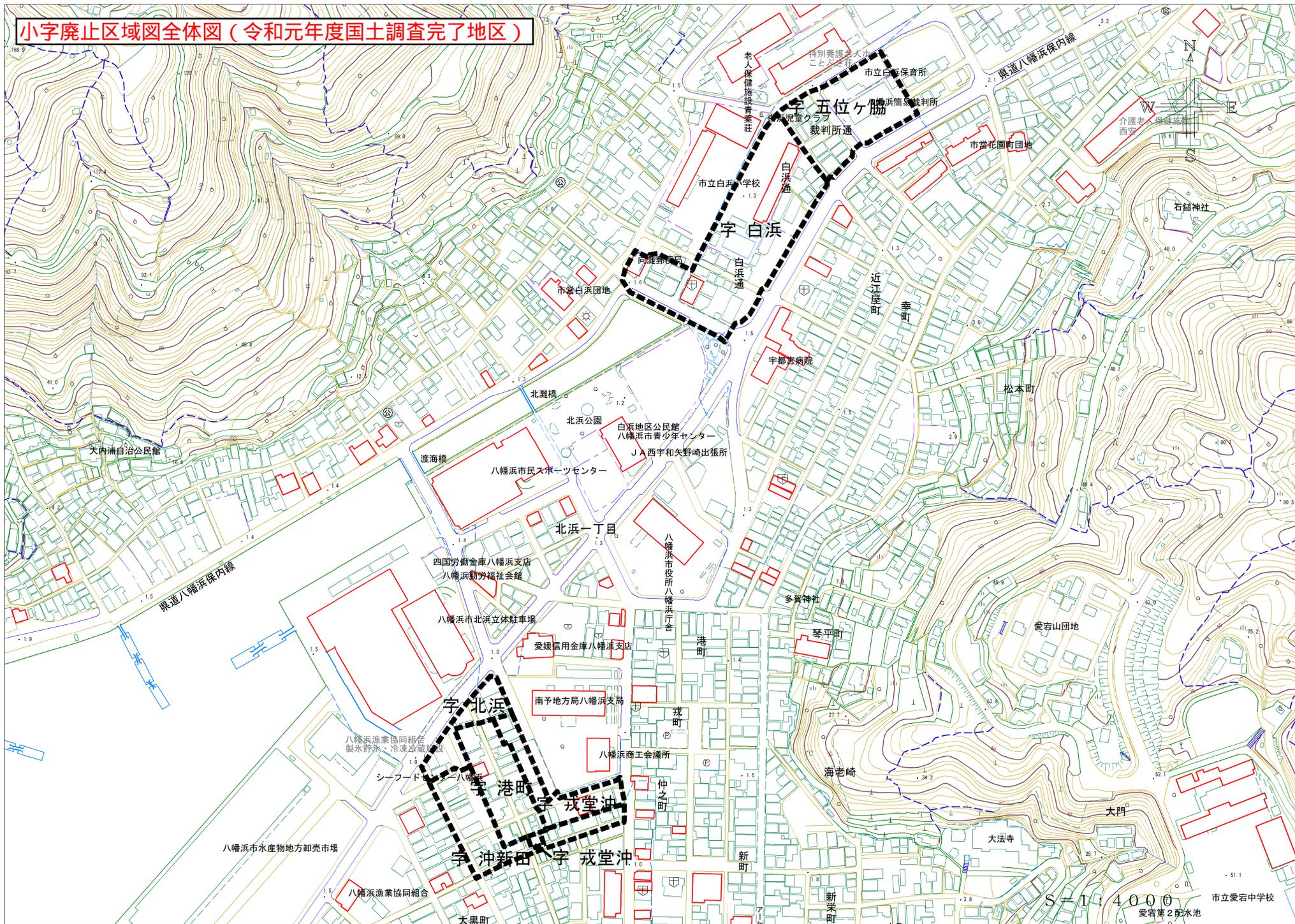
八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域及び名称を新たに画し、並びに大字の区域を変更することに伴い、小字を廃止するため。

別紙 変更調書

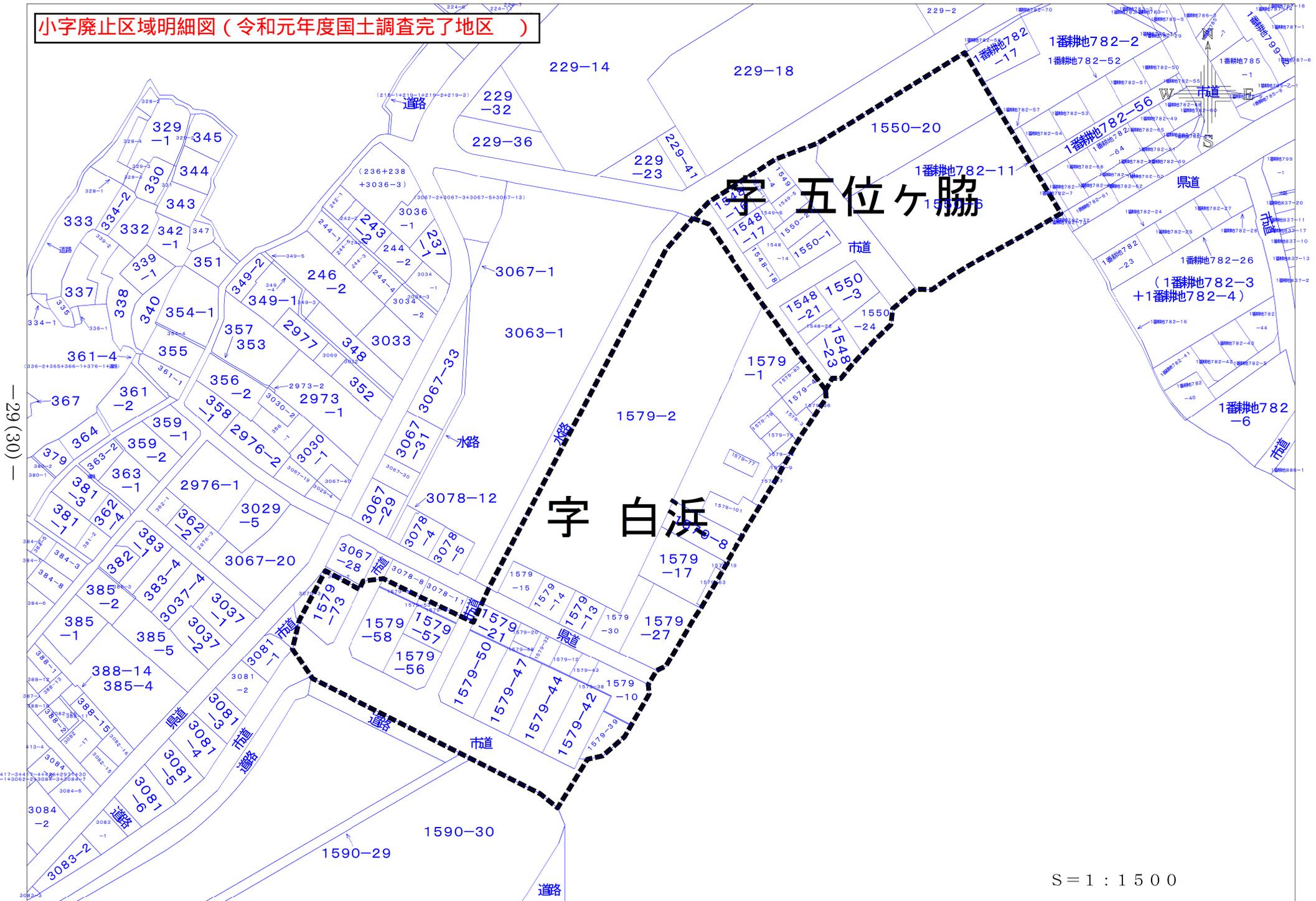
小字を廃止する区域			摘要
大字名	小字名	地番	
	戎堂沖	435の28、435の30から435の33まで、435の35から435の38まで、435の40、435の51、435の52、435の58、435の60から435の64まで	これに伴う道路、水路等を含む。
	港町	438の1から438の4まで、438の6、438の8、438の9、438の11から438の15まで、438の17、438の18、438の20、438の21、438の25、438の26、438の32、438の33、438の35、438の37	これに伴う道路、水路等を含む。
	沖新田	1523の1、1523の2、1523の5、1523の6、1523の8から1523の10まで、1523の12、1523の13、1523の18、1523の19、1526の11、1526の12、1526の57、1526の58、1526の60、1526の95、1526の96、1526の98、1526の99、1526の134、1526の153、1526の200、1526の240から1526の242まで	これに伴う道路、水路等を含む。
	五位ヶ脇	1548の7、1548の14、1548の16から1548の18まで、1548の20から1548の23まで、1549の1から1549の6まで、1550の1、1550の3、1550の5、1550の6、1550の19から1550の21まで、1550の24	これに伴う道路、水路等を含む。
	白浜	1579の1から1579の4まで、1579の7から1579の10まで、1579の12から1579の15まで、1579の17、1579の19から1579の21まで、1579の27、1579の30、1579の32、1579の33、1579の36から1579の39まで、1579の42から1579の44まで、1579の47、1579の48、1579の50から1579の53まで、1579の56から1579の58まで、1579の63、1579の73、1579の76、1579の77、1579の79、1579の83、1579の101	これに伴う道路、水路等を含む。
	北浜	全区域	これに伴う道路、水路等を含む。

備考 令和2年2月3日調査

小字廃止区域図全体図（令和元年度国土調査完了地区）



小字廃止区域明細図 (令和元年度国土調査完了地区)



S = 1 : 1500

